

毒物劇物販売業各申請（届）書の提出部数及び記載上の注意

08.02.05

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意	
登録申請 《裏面参照》	登録申請書 (手数料16,900円) <現金>	1	1. 該当する業態を で囲みます。 2. 所在地がビルの場合、店舗のあるビル名を明記します。 3. 申請者が法人の場合は、登録された代表者印を押します。	
	添付書類	1. 店舗の概要図	1	1. 直接毒物劇物を取り扱う場合は、貯蔵設備の位置を明示します。 2. 直接毒物劇物を取り扱わない店舗については、概要図は不要です。
		2. 登記簿謄本 (申請者が法人の場合)	1	1. 法人の目的の中に、毒物劇物の販売に関する業務の記載が必要です。 2. 6か月以内に発行されたものが有効です。
	取扱責任者設置届		1	1. 業務の種別は、毒物劇物{一般・農薬用品目・特定品目}販売業の区別を記載します。 2. 登録番号、登録年月日は記載しません。 3. 資格は、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載します。同項第3号に該当する場合には、資格合格の区別{一般・農薬用品目・特定}を併記します。
	添付書類	1. 資格証明書	1	薬剤師 - 免許証の写 (本証を持参してください。) 学校卒業者 - 卒業証明書 (単位履修証明が必要な場合があります。) 試験合格者 合格証の写 (本証を持参してください。)
		2. 使用証書	1	取扱責任者が申請者 (法人の場合を含む) に雇用されている場合に必要です。
		3. 診断書	1	1. 診断項目には「麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒でない」および「精神の機能の障害により欠格事項に該当しない」ことが必要です。 2. 診断年月日から3か月以内のものが有効です。
4. 宣誓書		1	取扱責任者が自署してください。	
更新申請	登録更新申請書 (手数料7,400円) 現金	1	1. 該当する業態を で囲みます。 2. 登録年月日は、現在の登録票の有効期間の始まりの年月日を記載します。	
	添付書類 登録票 (原本)	1	現在の登録票を紛失等のため添付できないときは、その旨を申請書の「備考欄」に記載します	
変更届等	取扱責任者変更届 裏面参照		1. 業務の種別は、毒物劇物{一般・農薬用品目・特定品目}販売業の区別を記載します。 2. 資格は、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載します。同項第3号に該当する場合には、試験合格の区別{一般・農薬用品目・特定品目}を併記します。	
	添付書類		取扱責任者設置届の添付書類 1. ~ 4. と同じです。	
	変更届 裏面参照		1. 変更事項 (氏名、名称、営業者の住所、設備等) を明確に記載します。 2. 変更年月日は、実際に変更した年月日 (法人の登記事項の変更については変更の事実のあった年月日) を記載します。 3. この届書は、変更してから30日以内に提出してください。	
	添付書類	1. 必要書類 (登記簿謄本・戸籍謄本)	1	変更内容 (変更前後) が確認できる書類が必要です。
2. 概要図		1	設備をどのように変更したか (変更後) がわかる図面	
廃止届	廃止届		廃止の際に現に所有する毒物劇物に関して必ず記載してください。	
	登録票 (原本)		1	この届書は、廃止してから30日以内に提出してください。

有効期間終了日の1か月前までに忘れずに申請してください。

問合せ先

江東区保健所生活衛生課医薬衛生係

〒135-0016 江東区東陽2-1-1 TEL 3647-5815 FAX 3615-7171

